

出席停止について

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則(平成24年4月1日一部改正)に定めるとおり、出席停止となります。医師の許可が出るまでは学校を休んでください。登校するときには、医療機関で「登校許可証」に記入していただき学校に提出してください。

	感染症の種類	出席停止の基準
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺炎、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ インフルエンザ（第二種）については、別の用紙です。

登校許可証

医療機関記入

学校長様

<u>学年・氏名</u> ：	()年()
<u>診断名</u> ：	()
<u>出席停止期間</u> ：	令和 年 月 日 ～ 月 日

他への感染のおそれなくなったので、登校を許可します。

令和 年 月 日 医師名 _____ (印) _____